

例規の制定・改廃に係る概要書

※文書システムの起案時に添付文書の冒頭に添付すること。
 ※印刷時に文字きれなく表示するよう行の幅を調整すること。

例規の名称	南砺市共同学校事務室運営規程
区分（リスト選択）	制定
公布（公表）予定日	令和8年4月1日
施行期日等（効力発生日）	公布の日
議会提案（条例のみ）	
法形式（リスト選択）	教育委員会訓令
主管課	教育総務課
担当者（氏名）	山本 佳和
内線	2931
制定改廃の趣旨・理由	共同学校事務室の運営に関し必要な事項を定めるもの。
制定改廃の主な内容 （制定・改廃の内容（どこの何をどのように改正するのかなど）を詳細に記入） ※要件・補助率など	南砺市立学校管理規則（平成16年教育委員会規則第10号。）第24条第2項の規程により、共同学校事務室の運営に関し、以下の事項を定める。 （経営計画及び評価） （専決事項） （代理決裁） （服務）
根拠法令 （今回の改正等に係る根拠。不要なものは添付しない。）	-
制定改廃に伴う経過措置	-
予算措置の内容	-
補助金交付要綱の場合、 財政係事前協議 （交付対象、補助率）	
参考資料（意思決定文書、関係法令の写しその他の資料）	

※条例の場合、パブコメの有無に関わらず、「南砺市まちづくり基本条例に基づく報告事項」を添付のこと。

南砺市教育委員会訓令第1号

南砺市共同学校事務室運営規程を次のように定める。

令和8年3月17日

南砺市教育委員会

教育長 松本 謙 一

南砺市共同学校事務室運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、南砺市立学校管理規則（平成16年教育委員会規則第10号）第24条の2の規程により、共同学校事務室の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(経営計画及び評価)

第2条 室長は、共同学校事務室の運営に関する経営計画を策定し、教育長に報告しなければならない。

2 室長は、前項の経営計画の実施状況を評価し、教育長に報告しなければならない。

3 前2項の規定により報告するときは、室長は事前に第6条に規定する共同学校事務室協議会の意見を聞かなければならない。

(専決事項)

第3条 対象学校の校長の権限に属する事務のうち、室長は、次に掲げる事項を専決するものとする。ただし、重要又は異例なものは、この限りでない。

(1) 共同学校事務室の職員の事務分掌に関すること。

(2) 職員の給与等に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）第9条及び第10条に規定する扶養親族の認定に関すること。

(3) 職員の通勤手当に関する規則（昭和33年富山県人事委員会規則第32号）第4条に規定する確認及び決定に関すること。

(4) 職員の住居手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則265号）第6条に規定する確認及び決定に関すること。

(5) 前条に定める事務に係る定例的かつ軽易な照会、回答、報告等に関すること。

(代理決裁)

第4条 室長は、対象学校の校長が不在であり、緊急に処理を要する場合は、対象学校に属する予算の範囲内での支出負担行為及び支出命令に関することについては、対象学校の校長に代わって決裁することができる。ただし、重要又は異例なものは、この限りでない。

(服務)

第5条 共同学校事務室の室長、室長補佐及び職員の各々が所属する学校以外の対象学校（以下「兼務校」という。）において業務に従事するときの服務の監督は、当該事務の校長が行う。

(共同学校事務室協議会)

第6条 共同学校事務室の円滑な運営に資するため、共同学校事務室の設置校に共同学校事務室協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 当該対象学校の校長
- (2) 当該共同学校事務室の室長
- (3) 教育委員会事務局の職員の中から、教育長が指名する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、以下に規定する会長が必要と認める者

3 協議会に会長を置く。

4 会長は、当該対象学校の校長の中から、教育長が指名する。

5 協議会は、必要に応じ会長が招集し、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 当該共同学校事務室の経営計画に関する事。
- (2) 当該共同学校事務室が所掌する予算の編成及び執行に関する事。
- (3) 当該共同学校事務室が所掌する施設管理及び施設維持の業務に関する事。
- (4) 共同学校事務室による効果的かつ効率的な事務処理に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、共同学校事務室の運営に関する事。

6 協議会の庶務は、会長が指定する対象学校において処理するものとする。

(その他)

第7条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

例規の制定・改廃に係る概要書

※文書システムの起案時に添付文書の冒頭に添付すること。
 ※印刷時に文字きれなく表示するよう行の幅を調整すること。

例規の名称	南砺市立学校管理規則
区分（リスト選択）	一部改正
公布（公表）予定日	令和8年4月1日
施行期日等（効力発生日）	公布の日
議会提案（条例のみ）	
法形式（リスト選択）	教育委員会規則
主管課	教育総務課
担当者（氏名）	山本 佳和
内線	2931
制定改廃の趣旨・理由	市内の学校に係る事務を事務職員が共同処理するため、共同学校事務室を設置するため。
制定改廃の主な内容 （制定・改廃の内容（どこの何をどのように改正するのかなど）を詳細に記入） ※要件・補助率など	<p>（共同学校事務室） 第24条の2 教育委員会は、市内の学校に係る事務を事務職員が共同処理するため、福光中学校に、共同学校事務室を置く。 2 共同学校事務室に、室長及び所要の職員を置く。 3 室長は、共同学校事務室の事務を総括し、室務をつかさどる。 4 共同学校事務室の室長及び職員は、事務職員の中から教育委員会が任命する。 5 共同学校事務室において処理する事務は、次のとおりとする。 （1）教材、教具その他の備品の共同購入に関する事務 （2）教職員の給与及び旅費の支給に関する事務 （3）その他共同処理することが適当であると教育長が認める事務 6 共同学校事務室の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>
根拠法令 （今回の改正等に係る根拠。不要なものは添付しない。）	—
制定改廃に伴う経過措置	—
予算措置の内容	—
補助金交付要綱の場合、 財政係事前協議 （交付対象、補助率）	
参考資料（意思決定文書、関係法令の写しその他の資料）	南砺市共同学校事務室運営規定【教育長訓令】

※条例の場合、パブコメの有無に関わらず、「南砺市まちづくり基本条例に基づく報告事項」を添付のこと。

南砺市立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

南砺市教育委員会

教育長 松本 謙一

南砺市教育委員会規則第3号

南砺市立学校管理規則の一部を改正する規則

南砺市立学校管理規則（平成16年11月1日教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第24条の次に次の1条を加える。

（共同学校事務室）

第24条の2 教育委員会は、市内の学校に係る事務を事務職員が共同処理するため、福光中学校に、共同学校事務室を置く。

2 共同学校事務室に、室長及び所要の職員を置く。

3 室長は、共同学校事務室の事務を総括し、室務をつかさどる。

4 共同学校事務室の室長及び職員は、事務職員の中から教育委員会が任命する。

5 共同学校事務室において処理する事務は、次のとおりとする。

（1）教材、教具その他の備品の共同購入に関する事務

（2）教職員の給与及び旅費の支給に関する事務

（3）その他共同処理することが適当であると教育長が認める事務

6 共同学校事務室の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

南砺市立学校管理規則新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(各種委員会) 第24条 (略)</p> <p>(学校評議員) 第25条 (略)</p>	<p>(各種委員会) 第24条 (略) (共同学校事務室)</p> <p>第24条の2 教育委員会は、市内の学校に係る事務を事務職員が共同処理するため、福光中学校に、共同学校事務室を置く。</p> <p>2 共同学校事務室に、室長及び所要の職員を置く。</p> <p>3 室長は、共同学校事務室の事務を総括し、室務をつかさどる。</p> <p>4 共同学校事務室の室長及び職員は、事務職員の中から教育委員会が任命する。</p> <p>5 共同学校事務室において処理する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)教材、教具その他の備品の共同購入に関する事務</p> <p>(2)教職員の給与及び旅費の支給に関する事務</p> <p>(3)その他共同処理することが適当であると教育長が認める事務</p> <p>6 共同学校事務室の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>(学校評議員) 第25条 (略)</p>	<p>共同学校事務室に係る規定の追加</p>

○南砺市立学校管理規則

平成16年11月1日
教育委員会規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、南砺市立小学校、中学校及び義務教育学校（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項を定めるものとする。

(学年及び学期)

第2条 学校の学年は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月15日まで

第2学期 8月16日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日等)

第3条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 夏季休業日 7月25日から8月31日までの間において校長が定める期間

(4) 冬季休業日 12月20日から翌年1月20日までの間において校長が定める期間

(5) 学年末休業日 3月25日から3月31日までの期間

(6) 前各号に掲げるもののほか、南砺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する日又は校長が特に休業を必要と認め、教育委員会の承認を得た日

2 前項第3号及び第4号に規定する期間は、校長が必要と認めるときは、これを変更することができる。この場合において、校長は、その理由、期日及び期間を付し、毎学年始めまでに教育委員会の承認を受けなければならない。

3 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、校長は、教育委員会の承認を得て振替授業（授業日に休業を、休業日に授業を振り替えて行うこと。）を行い、又は休業日に授業を行うことができる。

4 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合においては、次の事項を直ちに教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 授業を行わない期間
- (2) 非常変災その他急迫の事情の概要
- (3) 前2号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項
(教育指導計画の編成)

第4条 校長は、学校教育法(昭和22年法律第26号)の掲げる教育目標を達成するために、適切な教育指導計画を編成するものとする。

(教育指導計画編成の基準)

第5条 校長が教育指導計画を編成するに当たっては、学習指導要領の定める基準に従い、各学校の児童又は生徒、地域の実情等を踏えつつ教育課題等に配慮し、創意ある教育指導計画の編成を行うものとする。

(教育指導計画の届出)

第6条 校長は、毎学年次に掲げる事項についての管理指導計画をたてて、学年始めに教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 教育目標及び教育方針
- (2) 教育計画
- (3) 学校の組織及び編制
- (4) 現職教育の計画
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 前項第2号の教育指導計画には、教育課程、学習指導計画、生活指導計画及び行事計画を含むものとする。

3 前項に掲げる事項を著しく変更する場合には、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(校外行事の計画とその届出)

第7条 学校が教育活動の一環として実施する修学旅行、遠足その他の校外行事については、校長が企画して実施する。

2 前項に定める校外行事の計画に際しては、教育的価値、児童又は生徒の安全及び保護者の経済的負担に配慮するとともに、その実施に当たっては、あらかじめ教育委員会に届け出るものとする。

(学校以外の施設の利用)

第8条 校長が教育上必要と認め、学校の施設以外の施設を継続的に利用しようとする場合においては、あらかじめ、教育委員会に届け出なければならない。

(児童及び生徒の事故報告)

第9条 校長は、児童又は生徒にかかわる事件又は事故が発生したときは、別に定めるところにより、直ちにその状況を教育委員会に報告しなければならない。

(原級留置・出席停止)

第10条 校長は、児童又は生徒の平素の成績を評価した結果、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができないと判定したときは、当該児童又は生徒を現学年に留め置くことができる。

2 校長は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に基づき、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童又は生徒があるときは、その保護者に対して、当該児童又は生徒の出席停止を命ずることができる。

3 校長は、前2項の処置を行ったときは、その状況を速やかに教育委員会に報告しなければならない。

4 校長は、学校教育法第35条第1項（同法第49条の規定により準用する場合を含む。）に規定する性行不良であって他の児童又は生徒の教育に妨げがあると認める児童又は生徒があるときは、教育委員会に出席停止についての意見の具申をしなければならない。

(情報管理及び公開)

第11条 校長は、学校情報の適正かつ公平な管理に努めるとともに、南砺市教育委員会が管理する公文書の開示に関する規則（平成16年南砺市教育委員会規則第7号）の定めるところにより、個人情報の保護に留意しながら、児童生徒、保護者、地域住民等の求めに応じ必要とされる情報を公開するものとする。

(教材の使用)

第12条 校長は、学校教育法第34条第2項及び第3項（これらの規定を同法第49条及び附則第9条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の定めるところにより、教科書に代えて同法第34条第2項に規定する教材（以下「教科用図書代替教材」という。）を使用することができる。

2 校長は、学校において教育内容の充実を図るため、教科書及び教科用図書代替教材以外の教材（以下「補助教材」という。）で教育上有益適切と認めたものは、これを使用することができる。

(教材の選定)

第13条 校長は、学校において補助教材を使用する場合は、第4条の規定により編

成する教育指導計画に準拠し、かつ、次に掲げる要件を備えるものを選定するものとする。

- (1) 内容が正確かつ中正であること。
- (2) 学習の進度に即応していること。
- (3) 表現が正確かつ適切であること。

2 校長は、教科用図書代替教材及び補助教材の選定に当たっては、その教育的価値及び保護者の経済的負担について特に考慮しなければならない。

(承認を要する教材)

第14条 校長は、学校において次に掲げる教材を使用する場合には、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

- (1) 教科用図書代替教材
- (2) 教科書の発行されていない教科の主たる教材として使用する教科用図書（以下「準教科書」という。）

(届出を要する教材)

第15条 校長は、学年若しくは学級全員又は特定の集団全員の教材として、計画的かつ継続的に教科書、教科用図書代替教材又は準教科書と併せて使用する副読本、解説書その他の参考書を使用する場合は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

(職員の組織)

第16条 学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員、学校栄養職員、司書教諭その他必要な職員を置く。

2 前項の場合において、特別な事情があるときは、事務職員、学校栄養職員、司書教諭等を置かないことができる。ただし、司書教諭にあつては、学級の数が11以下の学校に限る。

(校長及び教頭)

第17条 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督するとともに、適切な学校組織を定め、効果的な学校運営を図る。

2 教頭は、校長を助け、校務を整理し、校長の命を受けて、所属職員を指導し支援し及び監督する。

3 教頭は、必要に応じて児童又は生徒の教育をつかさどり、校長に事故があるときは、その職務を代理し、校長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 校長は、学校に教頭が2人以上あるときは、あらかじめその職務を代理し、又は

代行する順序を定め、年度始めに教育委員会に届け出なければならない。

(教務主任等)

第18条 学校に教務主任、学年主任、保健主事及び生徒指導主事（以下「教務主任等」という。）を置く。

2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画に立案その他教務に関する事項について、連絡調整、指導及び助言に当たる。主任が2人あるときは、校長の定めるところにより、職務を分担する。

3 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整指導及び助言に当たる。

4 保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健、環境衛生及び安全に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整指導及び助言に当たる。

5 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整指導及び助言に当たる。

6 保健主事を除く教務主任等は、当該学校の教諭の中から教育委員会の承認を得て校長が命ずる。

7 保健主事は、当該学校の教諭又は養護教諭の中から、教育委員会の承認を得て校長が命ずる。

(進路指導主事)

第19条 中学校に進路指導主事を置く。

2 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整、指導及び助言に当たる。

3 前条第6項の規定は、進路指導主事を命ずる場合にこれを準用する。

(主任等)

第20条 校長は、この規則に定めるもののほか、必要に応じ当該学校の教諭の中から校務を分担する主任等を置くことができる。

2 前項の主任等は、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

(事務主任)

第21条 学校に、事務主任を置くことができる。

2 事務主任は、校長の監督を受け、事務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

3 事務主任は、当該学校の事務職員の中から教育委員会の承認を得て校長が命ずる。

(職員)

第22条 学校に、必要に応じて次の職員を置く。その従事する職務は、次表のとおりとする。

職	職務
事務主事（補）	学校の事務、その他
事務助手	学校の事務等の補佐、その他
校務助手	学校の環境整備、その他
調理員	学校の給食調理、その他

（職員会議）

第23条 校長は、その職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。

2 職員会議は、校長が主宰する。

3 前2項に定めるもののほか、職員会議に関し必要な事項は、校長が定める。

（各種委員会）

第24条 学校には、学校運営を円滑に推進するために、企画又は運営委員会、学校保健委員会、環境保全委員会等を例とする必要な委員会を置くことができる。

（共同学校事務室）

第24条の2 教育委員会は、市内の学校に係る事務を事務職員が共同処理するため、福光中学校に、共同学校事務室を置く。

2 共同学校事務室に、室長及び所要の職員を置く。

3 室長は、共同学校事務室の事務を総括し、室務をつかさどる。

4 共同学校事務室の室長及び職員は、事務職員の中から教育委員会が任命する。

5 共同学校事務室において処理する事務は、次のとおりとする。

（1）教材、教具その他の備品の共同購入に関する事務

（2）教職員の給与及び旅費の支給に関する事務

（3）その他共同処理することが適当であると教育長が認める事務

6 共同学校事務室の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（学校評議員）

第25条 学校に、開かれた特色ある学校づくりのために学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、広く学校運営の重要事項について意見を述べることができる。

3 校長は、校区地域住民の中から当該学校の職員以外の者で教育に対する関心及び識見を有する学校評議員を推薦し、教育委員会はこれを委嘱する。

- 4 校長は、必要に応じて、学校評議員が一同に会する場で意見交換等を行う。
- 5 前各項に定めるもののほか、学校評議員の設置に関する事項は、別に定める。
(学級編制)
- 第26条 校長は、富山県教育委員会の定める基準による学級の編制又は変更についての資料を教育委員会に提出しなければならない。
(校務分掌)
- 第27条 校長は、この規則で定めるもののほか、毎年度始めに所属職員の校務分掌を定めて、教育委員会に報告しなければならない。
(学校医等)
- 第28条 学校医、学校歯科医及び薬剤師は、委員会が当該学校の校長、医師会等の意見を聴いてこれを委嘱する。
(職員の服務)
- 第29条 職員の勤務時間、休暇、出張その他服務に関する事項は、別に定める。
(管理)
- 第30条 校長は、学校の施設及び設備（備品を含む。以下同じ。）の管理を統括し、その整備保全に配慮しつつ、適正かつ経済性に配慮した維持管理をしなければならない。
(管理簿)
- 第31条 校長は、施設及び設備の管理簿を作成し、常にその現況を明らかにしておくものとする。
- 2 校長は、毎年度末に前項の管理簿により施設及び設備の現況を教育委員会に報告するものとする。
- 3 管理簿の様式、記載事項等は、別に定めるところによる。
(学校環境保全)
- 第32条 学校は、有効な教育活動のための環境保全と、活動が環境に与える影響に配慮しなければならない。
(損傷又は亡失の場合の報告)
- 第33条 校長は、学校の施設又は設備の一部又は全部が損傷し、又は亡失した場合は、直ちにその状況を教育委員会に報告し、指示を受けるものとする。
- 2 校長は、施設及び設備の使用目的の変更又は処分が必要とされる場合は、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。
- 3 廃棄手続を要する物件及びその手続の様式については、別に定める。

(施設及び設備等の利用)

第34条 校長は、南砺市学校教育施設使用条例（平成16年南砺市条例第89号）の定めるところに従い、学校の施設及び設備を社会教育その他公共のために利用させることができる。ただし、長期の利用又は異例の利用のときはあらかじめ教育委員会の指示を受けなければならない。

2 前項の規定により校長が許可した場合には、貸与簿等に必要な事項を記載し、その状況を明らかにしておかなければならない。

(防災等の計画)

第35条 校長は、毎年度非常変災時における児童又は生徒の避難、学校の警備、防災等の計画を作成し、毎年度始めに教育委員会に報告しなければならない。

2 警備及び防災の責任分担は、校長が定める。

(表簿の整備)

第36条 学校には、法令、条例、規則等に規定するもののほか、次に掲げる表簿を備えなければならない。

- (1) 学校沿革史
- (2) 卒業証書授与台帳
- (3) 生徒賞罰録、学校日誌
- (4) 学校施設、設備台帳
- (5) 学校要覧、校地・校舎図
- (6) 旅行命令簿、事務引継簿、辞令写簿、休暇欠勤承認簿等
- (7) 公文書綴、文書件名簿、統計資料綴、旧職員名簿、履歴綴等
- (8) 前各号の掲げるもののほか、必要な表簿

(徴収金)

第37条 学校は、児童会費、生徒会費、学校給食費その他これに準ずるものを徴収したときは、その収支を明らかにしておかなければならない。

(報告)

第38条 校長は、前条の執行状況その他について教育委員会から報告を求められたときは、速やかに状況を報告しなければならない。

(その他)

第39条 この規則に定めるもののほか、学校の管理に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の城端町学校管理規則（昭和32年城端町規則第12号）、平村立小中学校管理規則（昭和49年平村教委規則第14号）、上平村立小中学校管理規則（昭和49年上平村教委規則第11号）、利賀村立小中学校管理規則（昭和60年利賀村教委規則第4号）、井波町立学校管理規則（昭和32年井波町教育委員会規則第9号）、井口村立小中学校管理規則（平成13年井口村教育委員会規則第2号）、福野町立小中学校管理規則（昭和60年福野町教育委員会規則第1号）又は福光町立小中学校管理規則（昭和60年福光町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりみなされたものとみなす。

(学期の特例)

- 3 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り、第2条第2項中「7月31日」とあるのは「8月7日」と、「8月1日」とあるのは「8月8日」とする。

附則（平成19年12月12日教育委員会規則第9号）

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条第4項の改正規定は、平成19年12月26日から施行する。

附則（平成21年1月20日教育委員会規則第1号）

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第3号イの改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

附則（平成21年3月13日教育委員会規則第6号）

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成22年11月24日教育委員会規則第6号）

- この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成30年3月14日教育委員会規則第2号）

- この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成31年3月12日教育委員会規則第2号）

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附則（令和2年7月10日教育委員会規則第4号）

- この規則は、公布の日から施行する。

附則（令和8年3月17日教育委員会規則第3号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年度 南砺市立学校 夏季・冬季休業期間一覧

学校名	1学期終業式	夏季休業期間	2学期始業式	2学期終業式	冬季休業期間	3学期始業式
井波小学校	7月24日(金)	7月25日(土)～ 8月25日(火)	8月26日(水)	12月24日(木)	12月25日(金)～ 1月7日(木)	1月8日(金)
城端小学校	7月24日(金)	7月25日(土)～ 8月30日(日)	8月31日(月)	12月24日(木)	12月25日(金)～ 1月7日(木)	1月8日(金)
福野小学校	7月24日(金)	7月25日(土)～ 8月26日(水)	8月27日(木)	12月24日(木)	12月25日(金)～ 1月7日(木)	1月8日(金)
福光中部小学校	7月23日(木)	7月24日(金)～ 8月26日(水)	8月27日(木)	12月24日(木)	12月25日(金)～ 1月7日(木)	1月8日(金)
福光南部小学校	7月23日(木)	7月24日(金)～ 8月26日(水)	8月27日(木)	12月24日(木)	12月25日(金)～ 1月7日(木)	1月8日(金)
福光東部小学校	7月23日(木)	7月24日(金)～ 8月26日(水)	8月27日(木)	12月24日(木)	12月25日(金)～ 1月7日(木)	1月8日(金)
井波中学校	7月24日(金)	7月25日(土)～ 8月25日(火)	8月26日(水)	12月24日(木)	12月25日(金)～ 1月7日(木)	1月8日(金)
城端中学校	7月24日(金)	7月25日(土)～ 8月26日(水)	8月27日(木)	12月24日(木)	12月25日(金)～ 1月7日(木)	1月8日(金)
福野中学校	7月24日(金)	7月25日(土)～ 8月24日(月)	8月25日(火)	12月24日(木)	12月25日(金)～ 1月6日(水)	1月7日(木)
福光中学校	7月23日(木)	7月24日(金)～ 8月26日(水)	8月27日(木)	12月24日(木)	12月25日(金)～ 1月7日(木)	1月8日(金)
吉江中学校	7月23日(木)	7月24日(金)～ 8月26日(水)	8月27日(木)	12月24日(木)	12月25日(金)～ 1月7日(木)	1月8日(金)
南砺つばき学舎	7月28日(火)	7月29日(水)～ 8月20日(木)	8月21日(金)	12月24日(木)	12月25日(金)～ 1月6日(水)	1月7日(木)
利賀学舎	7月24日(金)	7月25日(土)～ 8月25日(火)	8月26日(水)	12月18日(金)	12月19日(土)～ 1月7日(木)	1月8日(金)
五箇山学舎	7月24日(金)	7月25日(土)～ 8月26日(水)	8月27日(木)	12月23日(水)	12月24日(木)～ 1月7日(木)	1月8日(金)

※ 1月11日(月)成人の日

上記のとおり承認する

令和8年3月17日

南砺市教育委員会 教育長 松本 謙一 印

南砺市教育委員会告示第 号（案）

南砺市指定文化財の指定の解除について

南砺市文化財保護条例（平成16年南砺市条例第104号）第6条第1項の規定により、次の南砺市指定文化財の指定を解除する。

令和8年3月17日

南砺市教育長 松本 謙一

種別	文化財の名称	員数	所在地	所有者
天然記念物	相倉の夫婦けやき	1本	南砺市相倉	相倉区長

資料 1

相倉の夫婦けやきの樹勢調査

日 時 令和5年8月8日 9:30~10:00

参加者 吹上幸司（樹木医）、竹森高司（相倉区長）、中島仁司（相倉財団事務局長）
上野課長、宮崎係長、坂本、北、長島、南本（文化・世界遺産課）

経緯 「相倉の夫婦けやき」は市指定文化財（天然記念物）であり、伝統的建造物群保存地区保存計画において環境物件に特定されている。また、市指定文化財（史跡）である旧五箇山街道（杉の峠）沿いに立っている。所有者は相倉地区である。
相倉地区より当該樹木の標柱が破損していると連絡をうけ、文化・世界遺産課職員が現地確認をしたところ樹木の枯死が疑われた。そのため、樹木医である吹上氏に樹勢調査を依頼した。

吹上氏見解

- ・これまで平成9年、19年、30年に当該樹木について調査を行ってきた。
- ・平成19年の調査では工事によって根に損傷を受け樹勢が弱まっているとの見解があり、平成30年の調査では樹木の上から枯れてきているとの診断があった。
- ・当該樹木は枯死している。樹木の内部に腐朽菌であるきのこ（サルノコシカケ）が生えている。また、もう水を吸い上げる能力は無いと考えられ樹勢の回復は見込めない。
- ・枯死した枝が落ちる可能性は高く、安全のためには枝を落としたり、元から伐採したりする必要がある。
- ・もう枯れているため、後継樹（クローン）を作ることも難しい。

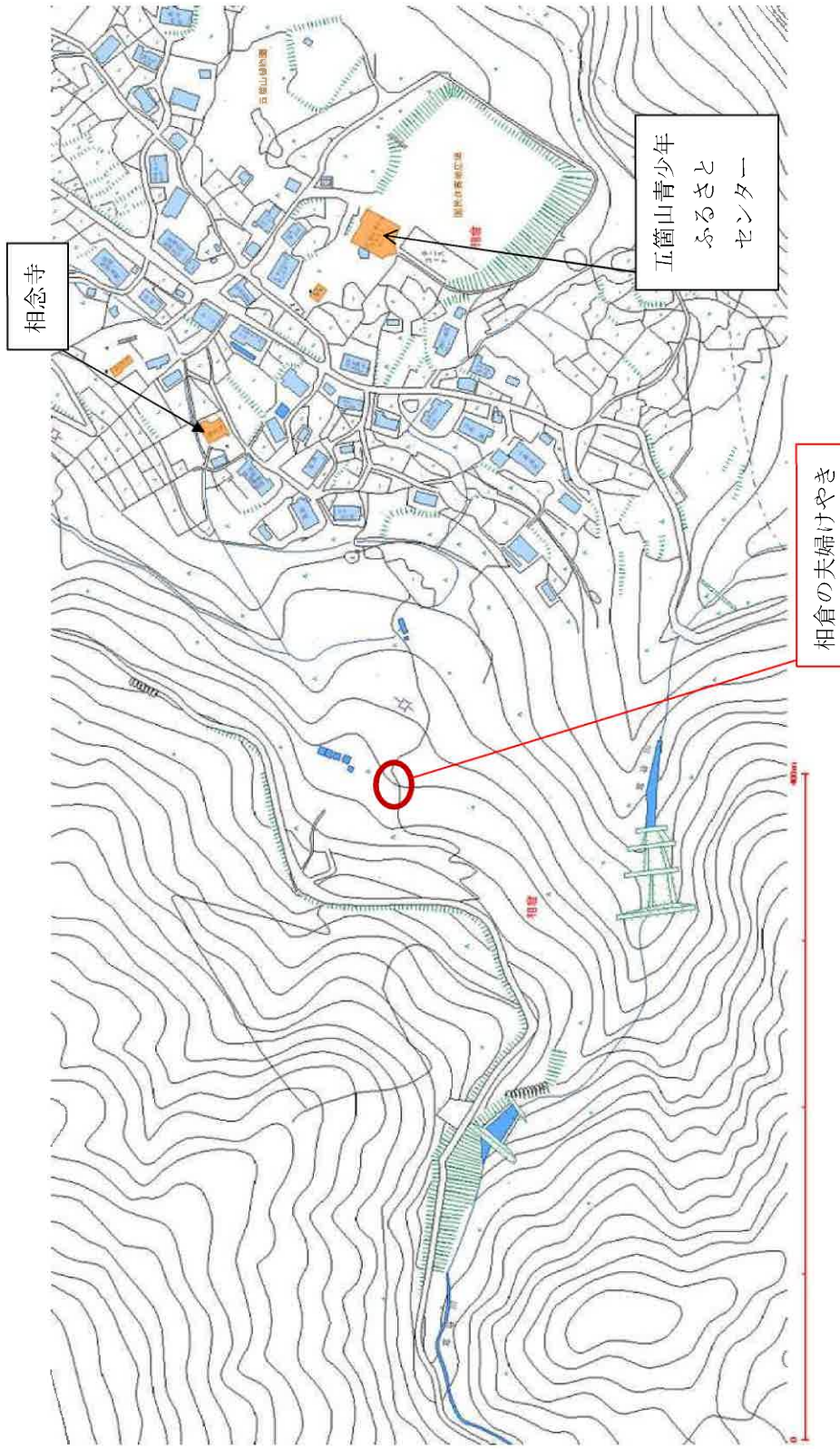
今後の対応

南砺市

- ・指定文化財の解除に向けて文化財保護審議会に議題として挙げる。
- ・所有者が伐採を行う場合補助を行う。

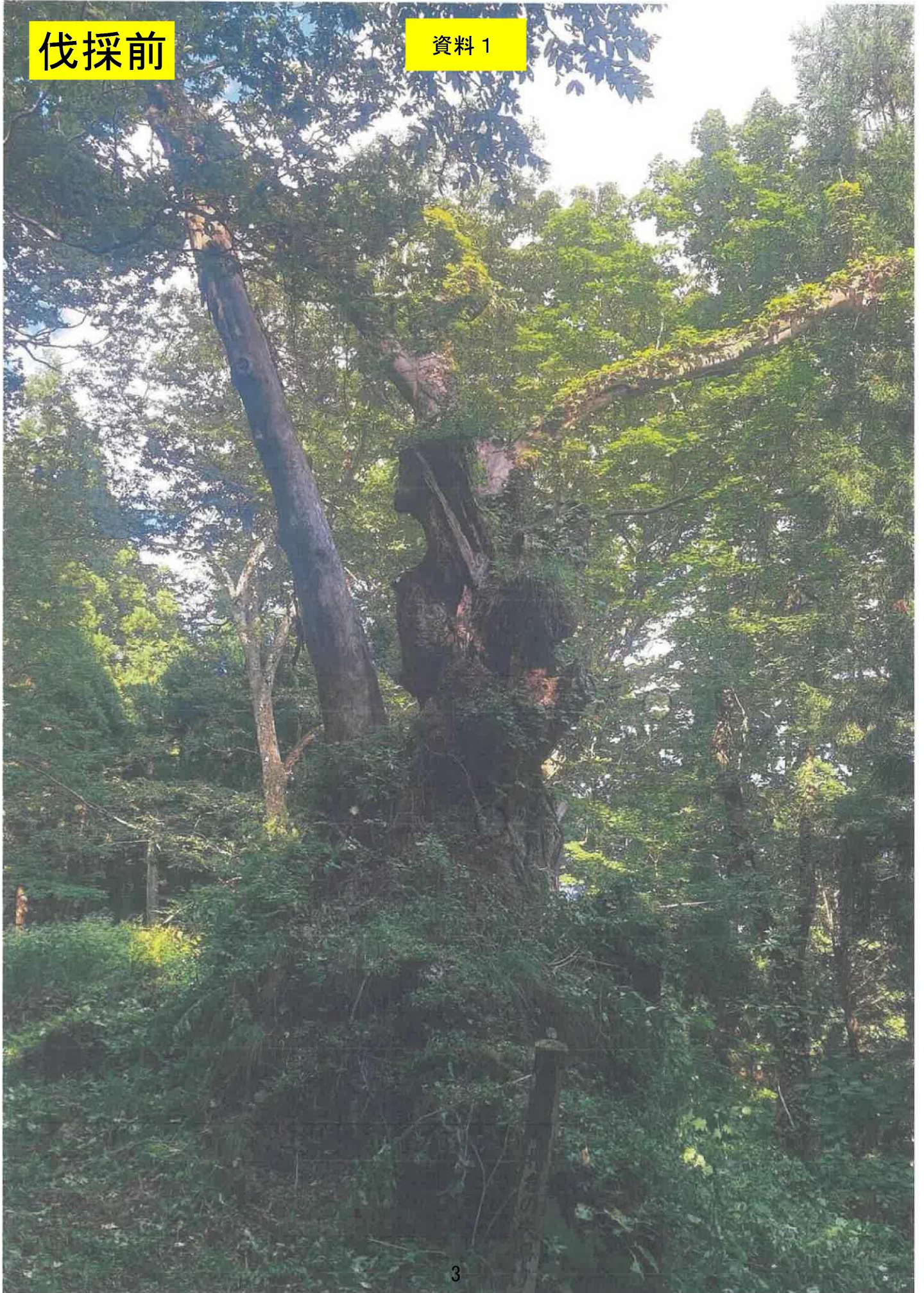
資料 1

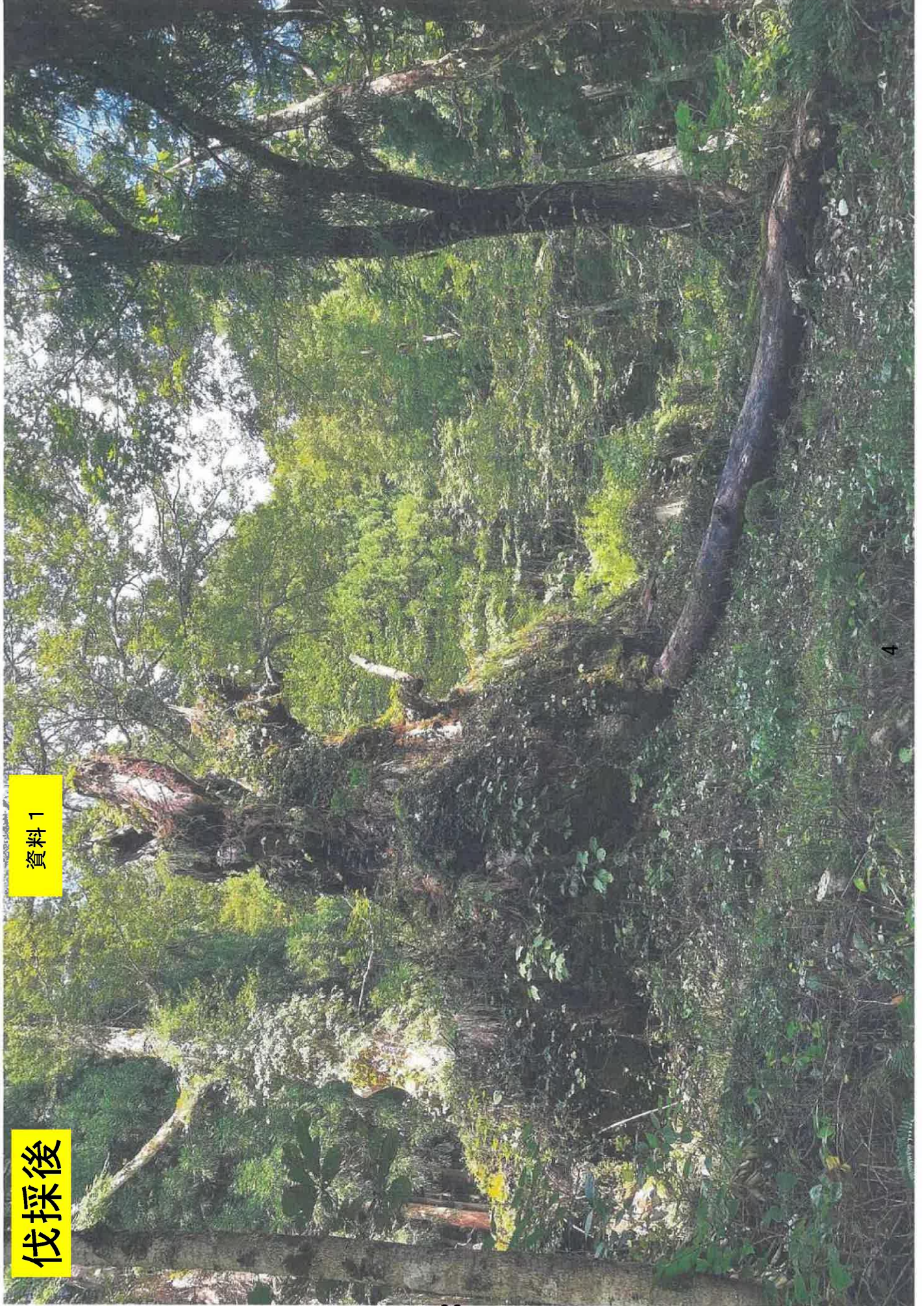
・位置図
市指定建造物「相倉の夫婦げやき」(南砺市 相倉 地内)



伐採前

資料 1





伐採後

資料 1

南砺市教育委員会告示第 号

南砺市相倉伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について

南砺市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成 16 年南砺市条例第 105 号）第 5 条第 4 項の規定により、南砺市相倉伝統的建造物群保存地区保存計画の変更をしたので、次のとおり告示する。

令和 年 月 日

南砺市教育委員会

南砺市相倉伝統的建造物群保存地区保存計画「別表-3」及び「図-2」を別紙のとおり改める。

南砺市相倉伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について

1. 変更事由

南砺市相倉伝統的建造物群保存地区保存計画（平成27年4月9日南砺市教育委員会告示第15号）において環境物件として特定されている夫婦ケヤキ（保存計画番号44）の枯死伐採に伴い、環境物件からこれを除却する。

2. 変更内容

別紙1（新旧対照表）、別紙2（環境物件の位置と範囲を示した新旧対照図）のとおり。

※変更後の保存計画全体は別紙3のとおり

3. 南砺市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見

南砺市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成16年11月1日条例第105号）第5条第1項及び第4項により、南砺市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を聴いて保存計画を定める（変更する）こととしていることを踏まえ、令和8年2月24日開催の同審議会（会長 上野幸夫）に諮ったところ、本保存計画の変更について異議なく承認された。

4. その他参考事項

- ①本保存計画の変更については告示を行う（同条例第5条第3項）。
- ②保存計画変更について文化庁へ届出を行う（告示後すみやかに）。

（参考）伐採前後の状況



（参考）樹木医見解（令和5年8月樹勢調査）

- ・平成9年、19年、30年に当該樹木について調査を行ってきた。
- ・平成19年の調査では工事によって根に損傷を受け樹勢が弱まっているとの見解があり、平成30年の調査では樹木の上方から枯れてきているとの診断があった。
- ・当該樹木は枯死している。樹木の内部に腐朽菌であるきのこ（サルノコシカケ）が生えている。また、もう水を吸い上げる能力は無いと考えられ樹勢の回復は見込めない。
- ・枯死した枝が落ちる可能性は高く、安全のためには枝を落したり、元から伐採したりする必要がある。
- ・もう枯れているため、後継樹（クローン）を作ることも難しい。

南砺市相倉伝統的建造物群保存地区保存計画 別表 3 新旧対照表

旧							新						
別表-3							別表-3						
伝統的建造物群（環境物件）							伝統的建造物群（環境物件）						
整理番号	保存計画番号	物件種別	員数	所在地	備考		整理番号	保存計画番号	物件種別	員数	所在地	備考	
001	39	火葬場	1	富山県南砺市 相倉南平 133	釜場・斎場等		001	39	火葬場	1	富山県南砺市 相倉南平 133	釜場・斎場等	
002	25-9	社叢	1	" 相倉中の平 48			002	25-9	社叢	1	" 相倉中の平 48		
003	40	街道	1	" 相倉	村内を横断		003	40	街道	1	" 相倉	村内を横断	
004	41	石垣	1	" 相倉	村内全域		004	41	石垣	1	" 相倉	村内全域	
005	42	水路	1	" 相倉	村内全域		005	42	水路	1	" 相倉	村内全域	
006	43	雪持林	1	" 相倉	集落の北西		006	43	雪持林	1	" 相倉	集落の北西	
007	44	夫婦ケヤキ	1	" 相倉中の平 81			007	45	天狗の足跡塚	1	" 相倉中の平 501		
008	45	天狗の足跡塚	1	" 相倉中の平 501									

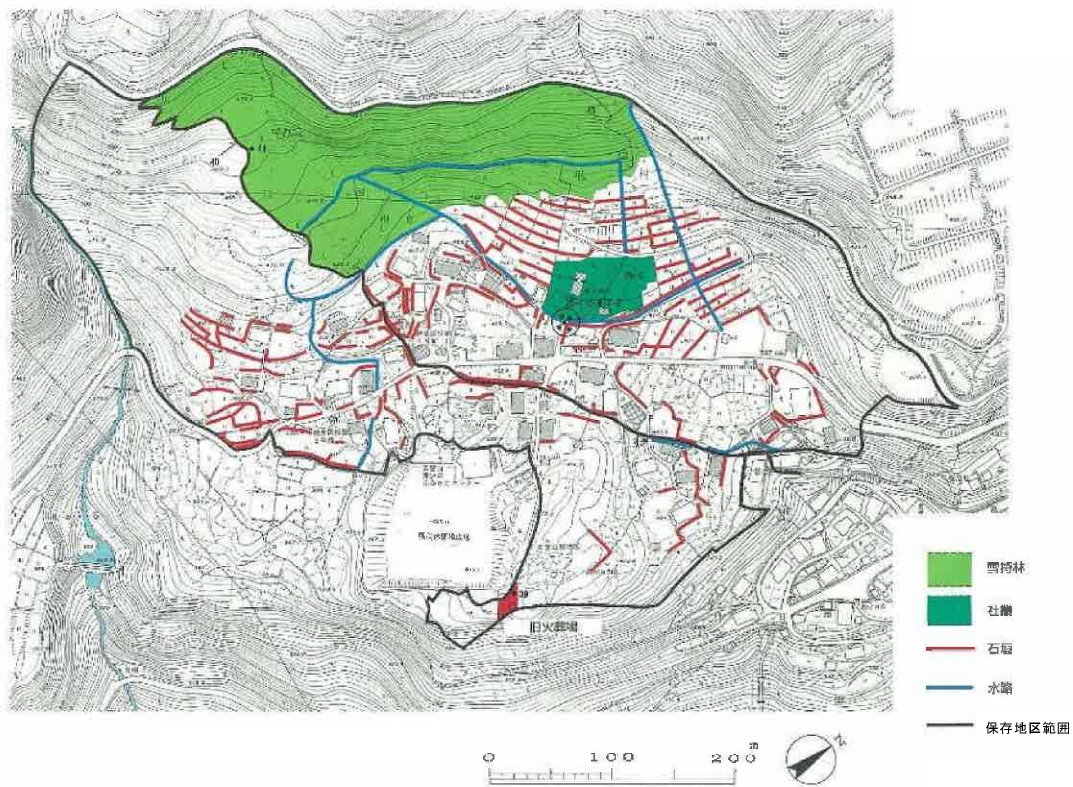
火葬場	1	林	2
街道	1	樹木	1
石垣	1	岩	1
水路	1		
合計		8	

火葬場	1	林	2
街道	1	岩	1
石垣	1		
水路	1		
合計		7	

※整理番号007、保存計画番号44の夫婦ケヤキの行を削除、物件種別員数の樹木の項を削除

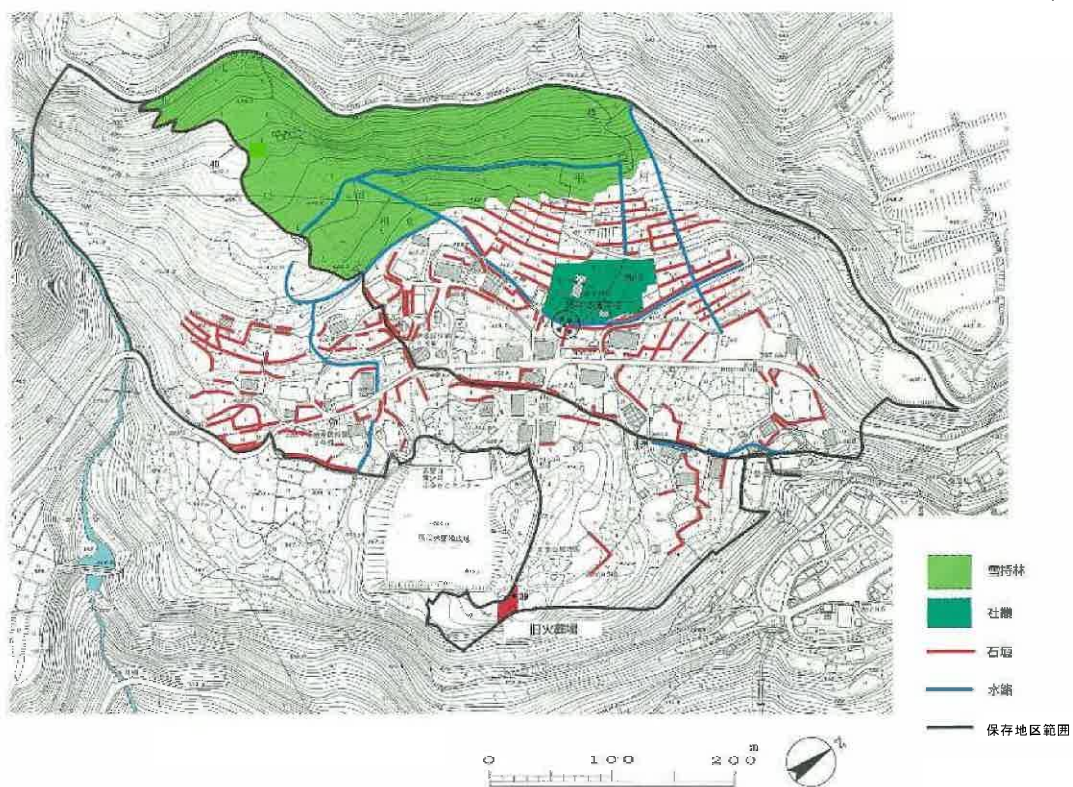
旧「図-2」

図-2 工物及び環境物件の位置と範囲



新「図-2」

図-2 工物及び環境物件の位置と範囲



南砺市相倉伝統的建造物群保存地区保存計画

改正 令和 8 年 月 日南砺市教育委員会告示

南砺市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成 16 年南砺市条例第 105 号。以下「保存条例」という。）第 5 条の規定に基づき、南砺市相倉伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存計画を次のように定める。

1. 保存地区の保存に関する基本計画

(1) 保存地区の概要

〈保存地区の地理〉

南砺市平地域（旧平村）は、富山県の西南端で白山支脈の山岳地帯に位置する。旧平村の北西を南西から北東に走る高清水断層崖は、1,000m級の山脈となって隣村との境界をなし、これに並行して美濃と飛騨の境に源を發する庄川が深い溪谷を刻んで村の中央を北東に流れている。また、村の南には人形山系の山並みの 1,700m前後の尾根が走り、岐阜県との境をなし、深い山林が村全体を覆っている。起伏が多く、急峻な地形で庄川沿いの僅かな段丘などに個々の集落が点在している。相倉の集落は、村のほぼ中心の庄川左岸に位置している。集落の広がる土地は、北東へ緩く傾斜する細長い台地であり、その北西はブナ、トチ、ミズナラなどの大木が生い茂る急傾斜地となり、南東は庄川の深い谷へと落ちる崖となっている。「クラ」は、岩壁を意味するので、集落の名称となっている相倉は「クラのある土地」を指していると解釈されている。

〈保存地区の歴史〉

先史時代に人類がこの雪深い地に住み、この地にふさわしい生活技術で命をつないだであろうことが所々に出土する土器やその他の遺物によって立証されている。古代の平村周辺は、人形山を中心とした天台系の山岳修験道の場として開かれた。人里離れた深い山間の地であることから平家の落人伝説も残されている。中世には、五箇山一帯に浄土真宗が浸透し、真宗教徒による村落が作られていた。天文 21 年（1552）の瑞願寺（平村下梨）の古文書に「あいのくら」の記述がみられるので、これ以前に相倉集落が形成され、村として存立していたことが認められる。

近世の平村は加賀藩領であり、相倉集落は越中五箇山のうちの下梨谷に属していた。元和 5 年（1619）の検地帳によると村高は 121 石余で、和紙や塩硝が主要な産品であったことが記されている。また、雑畑とよばれる焼き畑の耕作地で稗・粟やそばなどが栽培され、食糧の自給が行われていた。戸数は寛文年間には 15 戸であったが、天保年間には 42 戸と記録され、明治 8 年（1875）には戸数 47 戸で、畑 24 町歩、山林 143 町歩であった。

明治 22 年（1889）に五箇山 70 ヶ村を分けて 25 ヶ村が平村となり、相倉集落はその一部となった。藩政時代以来利用していた城端町に通じる朴峠越えの道が至って難所であったことから明治 20 年に道谷新道が作られ、相倉はその登り口となったために、これまで以上に村の中で主要な集落となった。しかし、昭和初期に開通した自動車道は、この集落を避けて設けられたために、交通の要所としての相倉の重要性は失われていった。

太平洋戦争後の深刻な食糧難をむかえ、開拓地整備事業を取り入れて桑畑等の水田化が進められ、主食の自給化を図って来た。日本の急激な経済発展に起因する都市への人口流

出による過疎化と住民の高齢化は、ここ相倉集落にも見られる。また、明治 35 年に開設された小学校の分校も学童の減少により廃校となり、本校に統合されたことは集落の変貌を示す大きな出来事であった。

〈保存地区の生活〉

近代以前の五箇山の各集落では、それぞれに寺や道場・神社を中心にした信仰的な結合と、地域共同体の相互扶助の制度であるユイ（結）やコーリャク（合力）によって、精神的な堅い絆で結ばれたムラ集団の社会をつくり、それぞれの集落に独特の文化が育まれていたが、相倉では今でもそうした伝統的な社会的慣習と民俗文化の多くが受け継がれ、活きている。

山に囲まれ山と共に生活をしてきた人々は、周辺の山や耕作地を目的に応じて次のような言葉で区別し、長い年月の間、環境と生活の調和のための基本的概念としてきている。

「奥山」：自然環境を維持するために手を加えない地域

「遠い山」：生活に必要な木・竹・茅・葺・山菜などを採取し、あるいはそのために若干の開削や造成をする地域

「近い山」：粟・稗・桑畑などのために開墾された斜面

「カイツ」：住居周辺の野菜・麻・楮畑などのための耕作地

「オオハイ」：集落背後の急傾斜地の林。雪崩を防止し、斜面の崩壊や土砂の流失を防ぐために木の伐採が禁じられている地域。「雪持林」ともいう。

この言葉と意味は現在も生きていて、環境と協調しながらの生活が続けられている。また、こうした山の暮らしを示す古い伝統的な生活用品や生産用品もそれぞれの家や集落内に設けられている資料館に数多く残されている。

〈史跡の指定〉

昭和 45 年には、相倉集落とその周辺の茅場を含む山林 42ha が国の史跡に指定され、合掌造り集落とその環境の保存が図られることとなった（別図-3）。当時は平村にも近代化の波がおしよせ、衣・食・住に変化がおこり、労働力の都市部への流出は村に過疎化をもたらした。これらのことが原因となって相互扶助の精神も希薄となり、伝統的集落景観の崩壊も進行していた。相倉が国の史跡として保存の対象となったのは、他の集落と較べて合掌造り家屋の残存状況が良好であったからである。以後も他の集落では合掌造り家屋だけでなく歴史的環境が急激に失われて現在に至っているが、相倉だけは、かつての村落景観を今日に伝えている。世界に誇れる歴史遺産としての相倉の今日があるのは、史跡指定以後の国・県・村・住民等の関係者によるたゆまない努力のたまものであり、今後もその努力を尊重しながら、歴史的集落と景観を保持しなければならない。

（2）保存地区の現況

相倉は、周辺の集落と同様に太平洋戦争後の近代化や産業構造の変化、人口の流出と過疎化の波を受けて来たが、集落の地理的立地条件や形態の基本的な部分は大きく改変されることなく、近代以前の状態がよく保存されている。ただし、昭和 33 年に集落の中央を貫いて作られた自動車のための道路によって、旧来の城端往来や生活道路とそれに面する形で配置されている各戸の敷地の構成が捉えにくくなっていて、集落の景観は少なからず影響を受けている。

集落内の住居は、五箇山地方独特の茅葺きの合掌造りの家屋であり、その周囲に伝統的形態の土蔵や板倉が建てられている状況はよく残されている。また、地区内にある「道場」

と呼ばれる浄土真宗の布教所と相念寺・地主神社は古いたたずまいを残していて、信仰の場として人々に親しまれ、折々の行事をとおして集落内の精神的結び付きの重要な役割を果たしている。

現在、伝統的な茅葺き合掌造り家屋は20棟残っている。また、かつて合掌造り家屋であったもので、合掌小屋組や茅葺き屋根などが改変されているものが5棟ある。

これらの合掌造り家屋の多くは江戸時代末期から明治時代にかけて建てられたものであるが、17世紀に遡るとみられるものも1棟ある。相念寺本堂と道場は江戸時代末期、地主神社本殿は大正時代である。

合掌造り家屋を中心とした伝統的建造物群と集落の構造要素である道・耕作地・水路・雪持林などは、おおよそ明治時代から昭和20年代にかけての時期の状況を伝えるもので、これらが周囲の環境とともにこの地方独特の歴史的風致を形成している。

(3) 保存地区の集落構成とその特徴

相倉集落は戸数19戸、人口55人（平成25年12月末現在）で、旧平村の22の集落の中では5番目に大きな集落で、周囲を山林で囲まれた標高400m前後の台地にある。台地の中心の平坦地は北東から南西へ約500m、南東より北西へ200m～300mの細長い土地で、この平坦地に屋敷地と耕作地があり、さらに北西及び南東の傾斜地の一部も耕作地に取り込まれている。保存地区はこの屋敷地と耕作地を中心とする部分であるが、北西の雪持林として維持されている傾斜地も含まれる。

集落内の主要道であった城端往来は、ほぼ直線状に北から南に向かって緩やかに上るが、集落の南半部で南西方向に曲がると勾配は急となり、つづら折りの山道となる。この城端往来から左右に数本の道が分かれ、曲線を描きながら耕作地の間に点在する各家を繋いでいる。なお、集落の西方の山から流れ出る谷川（仙道谷）の水を引き込み、北西の山際から湧き出た水と合わせ、いくつかの水路に分けて耕作地に流している。

屋敷地は、石垣を築いて平坦に造成されているが、周囲に塀や生け垣を設けることはなく、開放されている。多くの敷地は、主屋が建てられるだけの広さで、一部を除いて広い前庭を持つ家はない。付属屋は、土蔵や板倉・別棟の便所などであるが、これらは全ての家に付属しているものではない。

集落の守り神である地主神社は、集落の中央部、北西傾斜地の麓で高い位置にあり、年代を経た杉などの境内林に囲まれている。また、信仰の中心である浄土真宗の相念寺は地主神社の南西に本堂を南に向けて建ち、道場はこれと城端往来を挟んで相対する小高い位置で北西に面している。

耕作地のうち、屋敷地の周囲に点在する水田は、小規模で不整形なものであるが集落の北西にはややまとまった水田がみられる。これらの水田も屋敷地と同じく必要に応じて石垣がつけられている。また、北西の傾斜地には石垣を高く築いて水田が造られているが、この部分はかつて桑畑であったところである。相倉集落は村内でも最も養蚕の盛んな集落であったが、主食の自給化対策と養蚕の衰退が相まった昭和20年後半に桑畑の水田化が行われた。その他の畑は、傾斜地を開墾して造られ、主に野菜や豆類が栽培されている。

(4) 伝統的建造物群と特性と環境物件

〈伝統的建造物群〉

相倉集落の伝統的建造物群の主体をなす建築物は、五箇山と飛騨白川郷に特色的にみられるいわゆる「合掌造り」の家屋群である。これらの合掌造り家屋と、合掌造りを木造2

階建に改造した家屋、非合掌造りの木造家屋、これらの附属建物である便所、土蔵、板倉及び社寺建築、石造工作物等によって伝統的建造物群が構成されている。(伝統的建造物の分類別棟数については、別表-1、2を参照)

「合掌造り」は又首組の小屋構造によって、急勾配の切妻造り、茅葺きの屋根を支えるもので、一般の農家に比べて規模の大きなものが多い。又首組で急勾配の屋根はこの地方の重い豪雪に耐えるためのものであるが、小屋内を広くとって養蚕などの用に当てるためでもある。規模を大きくして、小屋内に2~3層の床を作ることや、構造的に不利ではあるが通風や採光に有利な切妻造りとするのもこの目的のためと考えられる。

急勾配で大型の切妻造りの茅葺き屋根の家々が群となって集落を構成する景観は、五箇山と飛騨白川郷の集落以外には見られないものであり、日本各地の農村景観とは際立った違いを見せている。その五箇山にあっても、かつては平、上平、利賀村の旧3村で合わせて70の集落に1,500棟を超える合掌造り家屋があったが、現在では、まとまった合掌造りの家屋群がみられるのは、相倉集落以外では相倉と同じく国史跡として保存が図られてきた旧上平村の菅沼集落だけとなっている。

相倉集落に現存する合掌造り家屋の多くは江戸時代末期から明治時代に建てられたものであるが、最も古いものは17世紀に溯ると推察される。また、新しいものは大正時代のもの2棟と昭和7年のもの1棟があり、この時代まで合掌造り家屋が造られていたことがわかる。平面は四間取りを基本としているが、規模の大きいものでは六間取りとなり、また、梁間の小さい家屋には広間型三間取りのものもみられる。妻側に半間ほどの下屋を造り、その中央寄りに出入口を設けている。多くは下屋の屋根も茅葺きとし大屋根との取り合いを葺き回すので、一見、入母屋風屋根となり、平側に出入口を設ける白川郷の合掌造り家屋とは異なった外観を呈している。

合掌造りを改造した家屋は、ウスバリより上の小屋を取り除き、新たに木造の2階を増築し、垂木構造・切妻造り・棧瓦または鉄板葺きとしたもので、現在の建物は昭和28年から49年の間に改造されたものである。非合掌造りの木造家屋は柱梁・垂木構造による2階建・棧瓦または鉄板葺きの建物で、規模と外観は改造家屋に類似している。いずれも大正時代から昭和30年代までの間に建てられたものであるが、このうちの大正時代から昭和時代初期に建てられたものは、当初は茅葺きであった。改造家屋と非合掌造りの木造家屋の存在は、相倉集落の家屋の形式の変化を具体的に示すものであり、また、現在では集落の景観に調和しているので、伝統的建造物群を構成するものとしての価値が認められる。

附属建物のうち便所は「センチャ」または「カンショ」と呼ばれ、家屋の入り口脇に別棟として設けられているもので、木造平屋建・切妻造り・棧瓦葺きまたは鉄板葺き(いずれも当初は又首構造の茅葺きであった)で、昭和7年の1棟を除き、いずれも明治時代の建築である。なお、このうち2棟は板倉と兼用となっている。板倉は木造2階建・切妻造り・棧瓦または鉄板葺き(多くは当初、茅葺きであった)で、明治時代初期から昭和38年までのものである。土蔵は、土蔵造り2階建・切妻造り・置き屋根形式・棧瓦または鉄板葺き(多くは、当初、栗板の木羽葺きであった)で昭和7年の1棟を除き、いずれも明治・大正時代の建築である。なお、板倉と土蔵は火災を考慮して、居住部分からやや離れた場所に建てられている。

社寺建築のうち、相念寺本堂は入母屋造り・茅葺き、道場は正面入母屋造り・背面切妻造り・茅葺き、地主神社本殿は一間社流造・こけら葺き、拝殿は入母屋造り・銅板葺き(当

初は茅葺き)となっている。また、工作物は地主神社の石鳥居などの石造物である。

(環境物件)

集落の旧火葬場や地主神社の境内社叢、旧城端街道、石垣、雪持林などは集落の重要な構成要素であり、相倉の歴史と生活を語る上に欠かせないものである。したがって、これらを環境物件とし、伝統的建造物群と一体となって価値を形成する歴史的風致を保存する。

(5) 保存の基本方針と保存地区の範囲

合掌造り家屋を中心とした伝統的建造物群の文化財的価値を維持し、併せてこれと一体となって歴史的風致を形成している環境を保存し、住民の生活環境の向上を図る。

昭和45年史跡指定以後に行われてきた合掌造り家屋の屋根葺き替え・維持修理などは従来の方針どおりとし、これに加えて歴史的景観を損ねている非伝統的建造物等の修景を推進し、良好な住環境の整備と地域防災の充実を図る。

保存地区の範囲：別図-1に示す範囲。

保存地区面積：約18.0ヘクタール

2. 保存地区内における伝統的建造物及び環境物件の決定

(1) 伝統的建造物

イ. 建築物：別表-1

ロ. 工作物：別表-2

(2) 環境物件：別表-3

(3) 伝統的建造物及び環境物件の位置と範囲：別図-1、2

3. 保存地区内における建造物及びその他の物件の保存整備計画

次の各号に従って保存整備を行う。具体的な基準は別に定める「五箇山合掌造り集落保存整備基準」に従うものとする。

(1) 伝統的建造物の修理

伝統的建造物は、現状の構造及び屋根・外観の維持を目的とした修理を行う。後世の改造や修理で伝統的建造物の価値を甚だしく損ねているものについては、復原修理を行うことを基本とするが、個別的な経緯や事情も尊重する。復原は、科学的調査と根拠に基づくものとする。

(2) 環境物件の修景と復旧

環境物件は現状維持を原則とするが、現状が歴史的風致を損ねる状態にあるものについては科学的調査と根拠に基づいて、修景、復旧、整備をする。

(3) 伝統的建造物以外の建造物等の修景

伝統的建造物以外の建造物で現状が歴史的風致を損ねる状態にあるものについては、周囲の景観に調和させることを目的とした修景を行う。

(4) 建造物の移転、除却、新築、増築、改築

伝統的建造物の移転、除却、新築、増築、改築及び伝統的建造物以外の建造物の新築、増築については、本条(1)～(3)に規定する修理、復原、修景、復旧、整備によるもの以外には行わないことを原則とするが、特別の事情により許可された場合には、規模・材料・屋根形式・棟高・軒高・色彩などが周囲の環境と調和したものとする。ただし、かつて有った家屋を科学的根拠に基づいて復原するもの以外は、合掌造り家屋に似せたものを

造ることはできない。

(5) 道路・水路等の整備と復旧

道路の位置及び幅員は現状維持を原則とする。未舗装の地道は現状のままとし、既舗装の道路については、舗装改修時に歴史的景観を考慮し、地道風の仕上げとする。水路及び側溝の位置・幅員は現状維持を原則とするが、現状が歴史的風致を損ねる状態にあるものについては、科学的調査と根拠に基づいて修景、復旧、整備する。

(6) その他

アンテナ類・ガスボンベ等の屋外設備類、屋外の看板、標識などの類で歴史的風致を損ねる状態にあるものについては、修景、整備等を行う。

4. 建造物及び環境物件に係わる助成等

- (1) 市は保存整備計画に基づく事業に対し、別に定める「南砺市伝統的建造物群保存地区保存事業費補助金交付要綱」により、必要な助成をすることができる。
- (2) 市は保存整備事業の一体的運用と円滑化を図るため、別に定める「南砺市伝統的建造物群保存地区保存事業受託要綱」にしたがい、事業者の申し出により設計監理等の業務の委託を受けることができる。

5. 保存地区の保存のために必要な施設・設備の設置並びに環境整備計画

(1) 管理施設等

伝統的建造物のうち、その保存のために必要があるときは買上げや借上げを行い、保存地区の歴史的価値を周知・広報し、共有するために一般公開するほか、積極的な活用に努める。地区内には、保存地区を示す標識、説明板、案内板など必要な設備を設置する。これらの設備の設置にあたっては歴史的風致を損なわないように配慮する。

(2) 防災施設等

既存の防火設備の整備点検を行い、合掌造り家屋等の特性と集落の立地条件、地域の気候、風土を考慮した総合防災計画を策定し、計画的に実施を図る。その実施整備にあたっては、歴史的風致を損なわないように配慮する。

(3) 電柱等の整備

電力用及び電話用の配線、電柱については、移設や配線整理、地下埋設等によって歴史的景観の阻害とならないような措置をとる。

(4) 駐車場等

保存地区内の個別の駐車場や車庫の新設と車両の導入を制限し、歴史的風致の維持を図る。この目的のために、地域住民のための共同駐車場と外来者のための公共駐車場を保存地区外に設置することを検討する。

別表－ 1

伝統的建造物群（建築物）

整理番号	保存計画番号	物件種別	員数	所在地	備考
001	1-1	主屋	1棟	富山県南砺市 相倉中の平 152	
	1-2	板倉	1棟	〃 相倉中の平 134	
002	2	主屋	1棟	〃 相倉中の平 173	合掌造
003	3-1	主屋	1棟	〃 相倉中の平 170	旧合掌造
	3-2	土蔵	1棟	〃 相倉中の平 172	
004	4-1	主屋	1棟	〃 相倉中の平 234	旧合掌造
	4-2	土蔵	1棟	〃 相倉中の平 234	
005	5-1	主屋	1棟	〃 相倉中の平 231	合掌造
	5-2	便所	1棟	〃 相倉中の平 231	旧又首組茅葺
	5-3	土蔵	1棟	〃 相倉中の平 209	
006	6-1	主屋	1棟	〃 相倉中の平 352	合掌造
	6-2	便所	1棟	〃 相倉中の平 352	旧又首組茅葺
007	7-1	主屋	1棟	〃 相倉中の平 220	
	7-2	土蔵	1棟	〃 相倉中の平 220	
008	8	主屋	1棟	〃 相倉中の平 126	合掌造
009	9	主屋	1棟	〃 相倉中の平 257	
010	10-1	主屋	1棟	〃 相倉中の平 298	旧2階建茅葺
	10-2	板倉	1棟	〃 相倉中の平 298	
011	11-1	主屋	1棟	〃 相倉中の平 300	合掌造
	11-2	便所	1棟	〃 相倉中の平 300	旧又首組茅葺
	11-3	倉庫	1棟	〃 相倉中の平 300	
	11-4	土蔵	1棟	〃 相倉中の平 300	
012	12	寺院	1棟	〃 相倉中の平 308	入母屋造茅葺
013	13-1	主屋	1棟	〃 相倉中の平 344	旧2階建茅葺
	13-2	土蔵	1棟	〃 相倉中の平 247	
014	14-1	主屋	1棟	〃 相倉中の平 228	旧2階建茅葺
	14-2	便所	1棟	〃 相倉中の平 228	旧又首組茅葺
	14-3	土蔵	1棟	〃 相倉中の平 355	
015	15	主屋	1棟	〃 相倉中の平 352	合掌造
016	16-1	主屋	1棟	〃 相倉中の平 359	旧合掌造
	16-2	板倉	1棟	〃 相倉中の平 362	
017	17	主屋	1棟	〃 相倉中の平 328	旧合掌造
018	18	道場	1棟	〃 相倉中の平 386	
019	19	主屋	1棟	〃 相倉中の平 397	2階建茅葺
020	20-1	主屋	1棟	〃 相倉中の平 427	合掌造
	20-2	便所	1棟	〃 相倉中の平 427	旧又首組茅葺
	20-3	物置	1棟	〃 相倉中の平 401	股建て茅葺 （旧主屋）
	20-4	板倉	1棟	〃 相倉中の平 400	

整理番号	保存計画番号	物件種別	員数	所在地	備考
021	21-1	主屋	1棟	富山県南砺市 相倉中の平 395	合掌造
	21-2	板倉	1棟	相倉中の平 391	
022	22-1	主屋	1棟	相倉中の平 380	合掌造
	22-2	土蔵	1棟	相倉中の平 350	
023	23	主屋	1棟	相倉中の平 438	合掌造・店舗
024	24	主屋	1棟	相倉中の平 445	合掌造・店舗
025	25-1	拝殿	1棟	相倉中の平 448	入母屋銅版葺 切妻鉄板葺 一間社流造
	25-2	本殿覆屋	1棟	相倉中の平 448	
	25-3	本殿	1棟	相倉中の平 448	
026	26	土蔵	1棟	相倉中の平 438	
027	27-1	主屋	1棟	相倉中の平 591	合掌造 旧又首組茅葺
	27-2	便所	1棟	相倉中の平 591	
	27-3	土蔵	1棟	相倉中の平 588	
028	28-1	主屋	1棟	相倉中の平 421	合掌造 旧中学校の寮
	28-2	倉庫	1棟	相倉中の平 421	
029	29-1	主屋	1棟	相倉中の平 418	合掌造 旧又首組茅葺
	29-2	便所	1棟	相倉中の平 418	
030	30-1	主屋	1棟	相倉中の平 804	
	30-2	土蔵	1棟	相倉中の平 806	
031	31-1	主屋	1棟	相倉中の平 796	合掌造 旧又首組茅葺
	31-2	便所	1棟	相倉中の平 796	
032	32	主屋	1棟	相倉中の平 815	合掌造
033	33	土蔵	1棟	相倉中の平 837	
034	34	主屋	1棟	相倉中の平 817	合掌造
035	35	板倉	1棟	相倉中の平 734	
036	36	主屋	1棟	相倉中の平 731	合掌造
037	37	主屋	1棟	相倉中の平 721	合掌造
038	38	主屋	1棟	相倉中の平 710	合掌造・店舗

○物件種別員数

主屋	32	倉庫	2	拝殿	1
便所	8	物置	1	本殿覆屋	1
板倉	6	寺院	1	本殿	1
土蔵	12	道場	1		
合 計					66

別表－ 2

伝統的建造物群（工作物）

整理番号	保存計画番号	物件種別	員数	所在地	備考
001	25-4	社標	1	富山県南砺市 相倉中の平 448	
	25-5	石橋	1	〃 相倉中の平 448	
	25-6	石鳥居	1	〃 相倉中の平 448	
	25-7	石狛犬	1対	〃 相倉中の平 448	
	25-8	石灯籠	1対	〃 相倉中の平 448	

○物件種別員数

社標	1	石狛犬	1対
石橋	1	石灯籠	1対
石鳥居	1		
合 計			5

別表－ 3

伝統的建造物群（環境物件）

整理番号	保存計画番号	物件種別	員数	所在地	備考
001	39	火葬場	1	富山県南砺市 相倉南平 133	釜場・斎場等
002	25-9	社叢	1	〃 相倉中の平 48	
003	40	街道	1	〃 相倉	村内を横断
004	41	石垣	1	〃 相倉	村内全域
005	42	水路	1	〃 相倉	村内全域
006	43	雪持林	1	〃 相倉	集落の北西
007	45	天狗の足跡	1	〃 相倉中の平 501	

○物件種別員数

火葬場	1	林	2
街道	1	岩	1
石垣	1		
水路	1		
合 計			7

図-1 伝統的建造物の位置と範囲

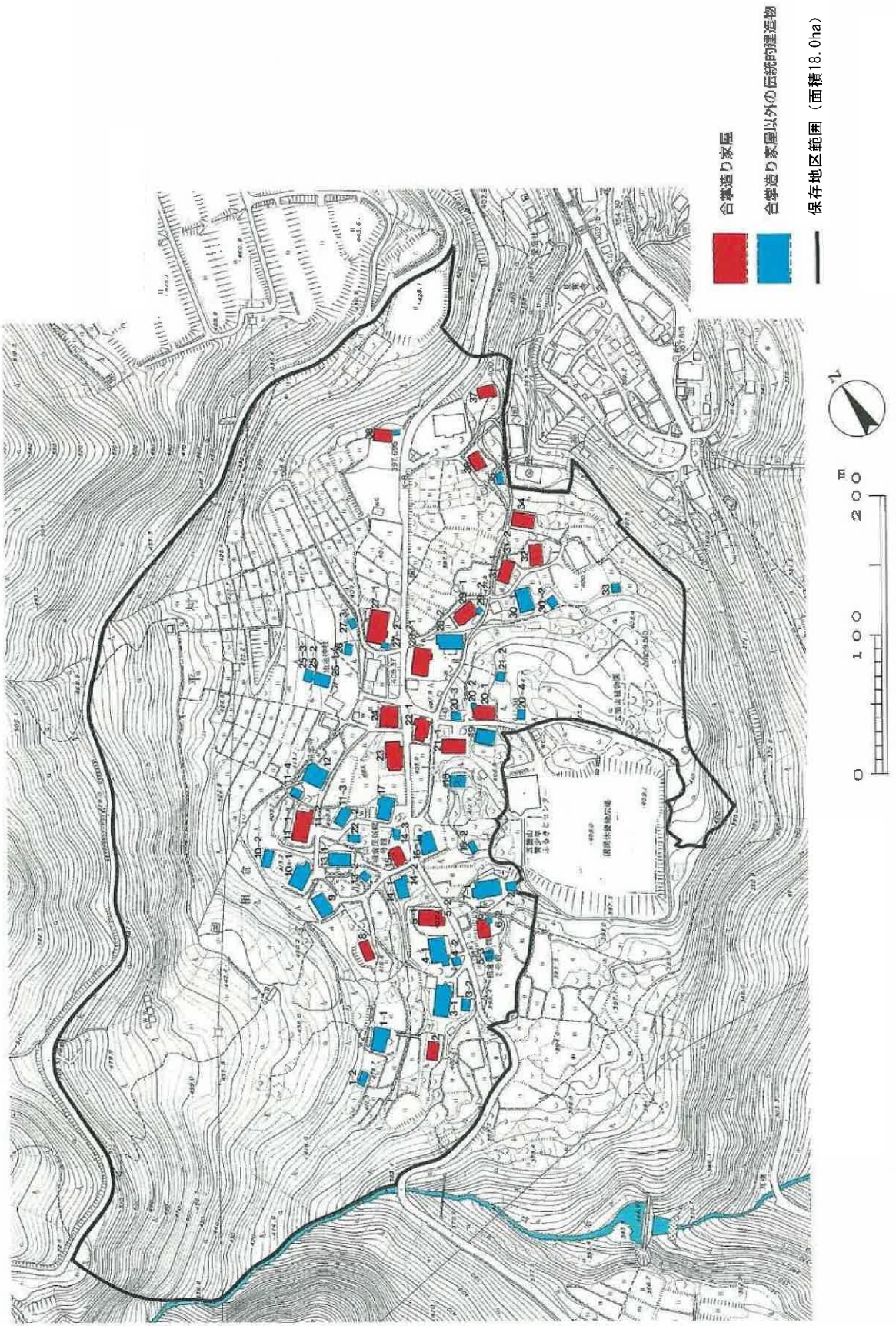


図-2 工物物及び環境物件の位置と範囲

